

大臣

参照番号 : 00135 MINEEF/CAB/DGE

2010年2月12日 アビジャン

**国連気候変動枠組条約  
事務局長殿**

内容 : コペンハーゲン合意に関するコートジボワールの立場

貴殿の直近の通知、2010年2月3日付 YdB/DBO/JBU/eps/log298-10 に従い、また国連気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国として、コートジボワールは2009年12月18日のコペンハーゲン合意への参加意志を貴殿に公式に通知し、またこの機会を利用し、この合意に関連する同国の観点を謹んでご通知申し上げます。

コートジボワール政府は、この機に謹んで UNFCCC 事務局への敬意を表します。

アイズィ・アカ・ダニエル博士

## コペンハーゲン合意へのコートジボワールの参加

コートジボワールは、これまでの気候変動対策における重要な一歩となるコペンハーゲン合意に参加する。

同国は将来の交渉が、以下の事柄につながるよう期待している。

- 2つの方法での交渉プロセスの支持。
- 京都議定書、バリ行程表の条項に関する交渉の枠組み区分。
- 京都議定書の強力な支持：先進諸国は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の勧告に合致した野心的な方法と数値によって、温室効果ガス（GHG）排出削減に取り組むべきである。
- 条約についての長期的な協力に関するアドホック・ワーキンググループ（AWG-LCA）のプロセスにおける法的拘束力のある手段。
- 財政規模の実質的強化：コペンハーゲン合意の資金に関する発表は、気候変動の有害影響に対する効果的な対策を実行するために途上国が必要とする金額を大幅に下回っている。
- 特に途上国向けの迅速な取り組みを促進するための基金（資金）に関する政府組織の強化。
- おわりに、条約事務局はメキシコのアカプルコにおける COP16 までに、以下の成果を達成するための次回交渉を組織するよう配慮すべきである。
  - ・ 気候変動に関する政府間パネルの勧告による付属書 I 国の排出削減数値に関する京都議定書の修正
  - ・ バリ行程表の主要事項に関する法的拘束力のある手段
  - ・ 上記手段の効果的な実施を可能にする適切な決定事項の採択

コペンハーゲン合意付属文書Ⅱ

非付属書Ⅰ国	行動
コートジボワール	<p><u>エネルギーセクター</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水力発電・太陽光発電・バイオマス発電といった再生可能エネルギーの開発 行動計画を策定および実施する。</li> <li>2 省エネルギーにつながる電球を普及させる。</li> <li>3 炭化技術向上の推進と高効率薪炭炉の普及により薪炭の節約を実施する。</li> </ol> <p><u>森林セクター</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方の地所および国の地所の森林を持続可能な方法で再生・活用・管理する。</li> <li>2 土壌流出対策の国家計画を策定および実施する。</li> <li>3 水資源の統合的で持続可能な管理を確実にする。</li> </ol> <p><u>農業セクター</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業経営を持続可能な方法で開発する。</li> </ol> <p><u>運輸・工業セクター</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気・水・土壌の質の管理に向けた環境監視システムを設置する。</li> <li>2 適正な生産および消費方法の採用に向けた運輸・工業分野のための啓発キャンペーンを実施する。</li> </ol> <p><u>横断的セクター</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害リスク緩和国家戦略を策定および実施する。</li> </ol>